

「知的財産と国際政策」シンポジウム

# 開発と知的財産

平成24年11月22日

外務省知的財産室

彦田 尚毅

# 知的財産をめぐる南北問題

- 開発途上国の持続的成長のために、
    - 地球規模課題への対応
      - 保健医療、環境・気候変動、食糧安全保障等の分野でソリューションへのアクセス
    - 経済の付加価値化
      - 知財活用(知財制度、知財アセット、活用方法)
      - 遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現、等
- .....等。

# 1. TRIPS協定のLDC向け経過措置

## TRIPS第66条：後発開発途上加盟国

1. 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、...この協定を適用する日から10年の期間、この協定(第3条から第5条までの規定を除く。)を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。
  - 協定が規定する経過措置(～2005年末)→ 2013.7.1まで延長済。
  - 2011.12 第8回閣僚会議決定: 再延長について、TRIPS理事会で十分な検討を行い、第9回閣僚会議(2013)に報告する。
2. 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

## 【背景にある考え方と論点】

### ● ミニмум・スタンダードを設定する、TRIPS協定の特色。

→ 「柔軟性」、「経過措置」。

→ 協定のメリットの双方向性の課題。

✓ LDC自身が裨益する見通しがなければ、知財制度整備・運用に、経済・財政・行政リソースを振り向けることへの国内支持を得られない。

✓ 知財制度があっても、国内に一定の知財アセットがなければ、自国の制度を活用し、裨益できないのではないか。



### ● 「健全かつ存立可能な技術的基盤創設」のための技術移転

→ 経済発展・技術移転の経路としての直接投資への注目  
知財制度が先か、技術移転が先か。

## 2. 「開発と知財」の諸相

- かつての輸入代替工業化等の開発思想
- 対外直接投資の役割に注目する流れ
- 新興国や一部途上国で、知財の積極活用の動き
- WTO、WIPOその他の国際機関における 이슈ー

# 【TRIPS】

## 第7条:目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創始者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

## 第8条:原則

1. 加盟国は、国内法制の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を増進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。
2. (略)

## 第31条:特許権者の許諾を得ていない他の使用(略)

## 第40条

1. (略)
2. この協定のいかなる規定も、加盟国が、実施許諾等における行為又は条件であって、特定の場合において、関連する市場における競争に悪影響を及ぼすような知的所有権の濫用となることのあるものを自国の国内法令において特定することを妨げるものではない。このため、加盟国は、自国の関連法令を考慮して、このような行為又は条件(例えば、排他的なグラント・バック条件、有効性の不爭条件及び強制的な一括実施許諾等を含むことができる。)を防止しまたは規制するため、この協定の他の規定に適合する適当な措置をとることができる。
3. 4. (略)

# 【WIPO開発アジェンダ】

- 2000年9月 国連ミレニアム開発目標。
- 2004年 WIPO総会で、開発フレンズ諸国(ブラジル、アルゼンチン等14カ国)が開発アジェンダ策定を提案。
- 2007年 開発アジェンダ(即時実施19項目を含む45項目)について勧告採択、開発と知的財産に関する委員会の設立を承認(WIPO総会)。

## 〔開発アジェンダ〕

- 個別国ニーズを踏まえた技術支援のためのメカニズム構築、実施、評価。
- WIPOの規範策定活動で、途上国・LDCが関心を有する「柔軟性」の考慮。
- 知財と開発の関係・影響に関する研究、等。

## 〔開発と知的財産に関する委員会(CDIP)〕

- 勧告実施のための作業計画策定。
- 関連するWIPOの機関と調整の上、勧告の実施状況のモニター・報告等。

- 現在の主な争点:「関連するWIPOの機関」の範囲

### 3. 知財分野での途上国支援

【WTO】 Aid For Trade & Intellectual Property

(11月5日 Workshop)

- 知的財産は、開発途上国・LDCからの輸出に、付加価値を付与することに資する。
- 一部の開発途上国は、特許・商標・著作権等さまざまな知的財産の保護を大いに活用するようになっているが、他の開発途上国、特にLDCは、TRIPS協定の実施について依然苦闘している。
- 開発途上国、特にLDCが、経済成長・発展のために知的財産を如何に活用し、また、先進パートナー国が「Aid for Trade」を通じてそのプロセスを如何に支援できるか。

([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/devel\\_e/a4t\\_e/wkshop\\_nov12\\_e/wkshop\\_nov12\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/a4t_e/wkshop_nov12_e/wkshop_nov12_e.htm))



## 日本の支援事業例 : WIPO Funds in Trust事業の一例

- 技術・イノベーション支援センター

(TISC: Technology and Innovation Support Center)

開発途上国の研究者・技術者に、現地で特許情報を含む高度の技術情報へのアクセスを提供。

- WIPOアフリカ・ファンド・セミナー

“Study Program on Innovation and Transfer of Technology”

(2011.11 チュニジア:特許情報のデータベース化とその検索技術について紹介)、など様々なセミナー、ワークショップを実施。

など。

# 日本の支援事業例：JICA事業の一例

## 【課題別研修事業】

- APECエコノミーの特許審査官の審査能力向上研修

日本のサーチ・審査方法を学び、日本の審査結果を利用した効果的な審査の実施の手法についての理解をはかる研修。

- 国際知的財産権研修

途上国の行政・司法関係者等を対象とする、知財の保護や執行に関する知識向上をはかる研修。

## 【技術協カプロジェクト】

- インドネシア「知的財産権保護強化プロジェクト」(2011-2015年)

法執行のための制度整備や施行細則等の整備の遅れ、特許・商標・意匠の出願の増加傾向への対応のための審査官等人材育成、等の課題への対応。

- ベトナム「知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト」(2012-2015年)

知的財産に関する現地企業・市民の意識向上、関係当局の能力・連携不足、法執行のための制度整備の遅れ、等の課題への対応。

## 〔JICA分野別課題別指針〕

### 2-3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

開発戦略目標1. 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化

中間目標1-1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備

#### (2) 経済インフラの整備／6) 知的財産権の確立

模倣品の氾濫はその国の国際競争力を弱める主因の一つとして認識されるべきであり、WTO体制の中で知的財産権保護は今後ますます重要視されていく課題である。具体的な技術支援としては、審査官の人数・能力不足による審査の遅延、海賊版・模倣品等の不正商品の製造・流通、知的財産権の侵害に対する権利行使の実効性の欠如といった課題への対応。